

品質管理システム概要書（2015 年 11 月 27 日現在）

監査事務所名 新月有限責任監査法人

代表者名 佐野明彦

1 . 品質管理に関する責任の方針及び手続

当法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理担当責任者は、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、社員の代表者が、当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負うこととしております。なお、不正リスクに関する品質管理の責任者は、品質管理担当責任者としております。

2 . 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

( 1 ) 職業倫理

当法人及び専門職員が監査業務に関する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則に基づき、誠実性、公平性、専門能力、正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関して職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めております。

( 2 ) 独立性

当法人及び専門職員は、年 1 回、独立性保持のための方針及び手続遵守に関する確認書である倫理委員会研究報告第 1 号「監査人の独立性のチェックリスト」(以下、「独立性のチェックリスト」という。)及び、インサイダー取引に関する確認書の調査を実施し、独立性の阻害要因の有無を調査しております。

( 3 ) ローテーションの方針及び手続

監査業務の主要な担当者のローテーションに関しては、大会社等の監査業務については、7 会計期間以内のローテーションを義務付けております。

3 . 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

監査契約の締結及び更新については、監査基準委員会研究報告第 1 号「監査ツール」様式 1 等の新規締結、更新検討書を作成、特に不正リスクの評価を十分に行った上で、すべて、社員の承認を得ることとしております。

#### 4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

専門要員を採用する場合には、履歴書の入手及び面接を行い、監査実務経験、監査に関する必要な知識の有無を確認した上で、社員会において採用を決定することとしております。

全ての専門要員は、継続的専門研修制度に関する規則第6条で定める単位数を履修しなければならず、毎年、日本公認会計士協会発行のCPE履修結果通知書の写しを品質管理担当責任者に提出しなければならないこととしております。品質管理担当責任者は、専門要員のCPE履修状況を検討し、履修単位附則が判明した場合には、該当する者が速やかに不足の単位数を履修するまで、監査業務に従事することを制限する等の措置を取ることとしております。

##### 「不正リスクへの対応」

専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当法人外部の研修等の参加を勧め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供するようにしております。

#### 5. 業務の実施

##### (1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

監査報告書における最終意見の形成は、監査基準委員会研究報告第1号「監査ツール」の監査意見の形成(様式9)に基づいて行うこととしております。

##### (2) 専門的な見解の問い合わせの方針及び手続

判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関して適切な専門的な見解の問い合わせを実施し問題の解決を図ることとしております。

##### 「不正リスクへの対応」

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討することとしております。

##### (3) 審査の方針及び手続

当法人は、審査を行う機構(審査委員会)を設け、全ての監査業務について監査計画及び監査意見形成のための監査業務に係る審査を実施することとしてお

ります。

なお、監査責任者は本件の説明のみを行い、審査には加わらないこととしております。

「不正リスクへの対応」

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合及び不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、その対応方法について審査委員会の承認を受けることとしています。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行してはならないこととしております。

監査上の判断の相違については、原則として、社員会の協議により解決を図ることとしております。それでも解決できない場合は、当法人外部の専門的な知識及び経験を有する者に専門的な見解の問合せを行い、その結果を社員会にて協議して解決を図ることとしております。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

監査ファイルは、原則として、監査報告書ごとにまとめることとしております。ただし、実施した作業に関連性から、金融商品取引法に基づく監査と会社法に基づく監査の監査調書や、連結財務諸表に関する監査と個別財務諸表に関する監査の監査調書を一つの監査ファイルとしてまとめることができるものとしております。

監査ファイルの最終的な整理を完了する期限は、監査報告書日（監査ファイルに複数の監査報告書が含まれる場合には、いずれか遅い監査報告書日）から、60日以内としております。

## 6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視プロセス

当法人は、品質管理のシステムに関する方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するために品質管理のシステムの監視に関する方針及び手続を定めております。

上記方針及び手続には、品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証に関する方針及び手続を含めております。

「不正リスクへの対応」

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査業務における不正リスクへの対応状況について、定期的な検証により当法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめることとしております。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

品質管理担当者は、不備の評価を検討し、適切な是正措置を監査責任者及び社員会に伝達しなければならないこととしております。

(3) 不服と疑義の申し立ての方針及び手続

当法人は、当法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申し立てに関する方針及び手続を定めております。

「不正リスクへの対応」

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を、以下のように定めております。

- ・不正リスクに関連して当法人内外から当法人に寄せられた情報を受け付ける。
- ・当該情報について、関連する監査責任者へ適時に伝達する。
- ・責任者は、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、品質管理担当責任者に書面で報告する。

7. 監査事務所間の引き継ぎの方針及び手続

当法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引き継ぎが適切に行われることを合理的に確保するために、監査人の交代に関する監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査人の交代に関する監査業務の引継については、監査基準委員会報告「監査人の交代」に準拠するものとしております。

「不正リスクへの対応」

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に関して監査チームが実施した引継の状況については品質管理担当者に報告しなければならないこととしております。

8. 共同監査の方針及び手続

当法人は、共同監査の監査業務の品質を合理的に確保するために、共同監査を行う他の監査事務所の品質管理のシステムが当該監査業務の品質を合理的に確保するものであるかどうかを、監査契約の新規の締結及び更新の際、並びに、必要に応じて監査業

務の実施の過程において確かめることとしております。

9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び  
手続  
特に定めておりません。

以上

この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。